

自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書

農林水産省は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討し、令和元年11月15日、植物新品種保護に関する対策を取りまとめた。これをもとに令和2年1月20日に招集された第201回通常国会に種苗法の改正案が上程された。この改正案については、広く国民の間から懸念する声や反対の声が起きたため、継続審議とされたが、秋の国会で審議し進められようとしている。

国においては、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、下記の理由により、農家の権利を制限する種苗法改正を取りやめるよう強く求める。

1. 現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を許諾制とする改正案により、農家の自家増殖の権利が著しく制限されると同時に許諾手続や許諾料が必要となり、また種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える小規模農家にとって新たに大きな負担が発生することとなる。これは、農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、国連「家族農業の10年」や「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」の精神とも相反するものである。
2. 農林水産省は今回の法改正の趣旨が日本国内で開発された品種の海外流出防止であることを強調しているが、海外への登録品種の持ち出しや無断増殖をすべて防ぐことは物理的にも困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことである。このことから、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要はない。
3. 今回の改正案では裁判の際には特性表に基づいて判断するとされているため、育成者権者にとっては大変有利である一方、小規模農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取り、苗作りを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきたタネ取り農家と共に多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪う懸念がある。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる大企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。
4. 自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされているが、自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点からも逆行している。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

令和2年10月1日

鳴門市議会